

## 令和2年度税制改正の概要（特別区税等関係部分）について

### 1 個人住民税

#### (1) ひとり親控除の創設及び寡婦（寡夫）控除の見直し（令和3年度個人住民税から適用）

ひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するため、新たに「ひとり親控除」を創設するとともに「寡婦（寡夫）控除」を見直す。

ア ひとり親について、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、ひとり親控除（控除額 30 万円）を適用する。

イ 寡婦控除及びひとり親控除に所得制限（前年の合計所得金額 500 万円以下）を設ける。

[ひとり親に係る控除の概要]

	現 行	改 正
既婚・未婚の不公平	未婚のひとり親については控除の適用なし	既婚・未婚問わず、ひとり親控除が適用される (合計所得金額 500 万円以下)
男女間の不公平	寡婦（寡夫）控除の適用に関して男女間で所得制限に差がある	女性にも男性と同様の所得制限を設ける (合計所得金額 500 万円以下)

#### (2) ひとり親に対する個人住民税の非課税措置（令和3年度個人住民税から適用）

ひとり親控除の創設及び寡婦（寡夫）控除の見直しに伴い、個人住民税の非課税措置対象者の範囲を見直す。

ア 令和元年度改正時の寡婦、寡夫、単身児童扶養者に対する個人住民税の人的非課税措置を見直し、寡婦及びひとり親を対象とする。

令和元年度改正時	今回改正
生活保護受給者、障害者、未成年者、 寡婦、寡夫、単身児童扶養者*	生活保護受給者、障害者、未成年者、 寡婦（ひとり親を除く）、ひとり親

前年の合計所得金額が 135 万円を超える場合を除く。

※単身児童扶養者：児童扶養手当を受給している父又は母

#### (3) 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の延長

1 頭当たり 100 万円未満の肉用牛等に係る事業所得について、年間売却頭数が 1,500 頭以内である場合、その売却により生じた事業所得に対する所得税及び住民税が免除される特例の適用期限を 3 年間延長し、令和 6 年度までとする。

#### (4) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得課税の特例の延長

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合に、一般の長期譲渡所得の税率よりも低い税率を適用させる特例の適用期限を 3 年間延長し、令和 5 年度までとする。

## 2 特別区たばこ税

### (1) 軽量な葉巻たばこ（リトルシガー）の課税方式の見直し（令和2年10月1日から適用）

近年、紙巻たばこに類似する軽量な葉巻たばこ（リトルシガー）が登場し、紙巻たばこの代替品として注目されている。

現在、このリトルシガーは葉巻たばこに分類されており、製品重量が1グラムで紙巻たばこ1本に換算して課税しているが、製品重量が軽いということから、紙巻たばこと比べて税負担が低くなっている。

課税の公平性の観点から紙巻たばこと同等の税負担となるよう、1本あたりの重量が1グラム未満の葉巻たばこ（リトルシガー）の課税標準について、葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算する方法とする。

なお、激変緩和措置として令和2年10月から令和3年9月までの1年間については、0.7グラム未満のリトルシガー1本を0.7本の紙巻たばことみなして課税し、令和3年10月から1グラム未満のリトルシガー1本を紙巻たばこ1本に換算し課税する。

		現 行	改 正
紙巻たばこ		本数課税	本数課税
葉巻たばこ	1グラム未満 (リトルシガー)	重量比例課税	<u>本数課税</u>
	1グラム以上		重量比例課税

## 3 その他

### (1) 還付加算金等の割合の引き下げ（令和3年1月1日以後の還付加算金等について適用）

市中金利の実勢を踏まえ、還付加算金等の特例基準割合を1.0%から0.5%に引き下げる。

以 上